

# 住宅セーフティネット基盤強化推進事業（裁判外紛争処理手続きの活用等による電話相談や面接相談体制の整備等に係る事業）の開始についての公示

平成24年3月23日

国土交通省住宅局長 川本 正一郎

次のとおり、住宅セーフティネット基盤強化推進事業（裁判外紛争処理手続きの活用等による電話相談や面接相談体制の整備等に係る事業）の開始について公示します。

※ この公募は、平成24年度予算によるものであり、平成24年度予算成立等が事業実施の条件となります。また、予算等の状況によっては、特定が遅れること等もありますので、ご留意下さい。

## 1. 事業概要

(1) 事業名 住宅セーフティネット基盤強化推進事業(裁判外紛争処理手続きの活用等による電話相談や面接相談体制の整備等に係る事業)

(2) 事業目的

本事業は、裁判外紛争解決手続きの活用等による民間賃貸住宅の賃貸借関係をめぐる紛争の未然防止、紛争解決の円滑化のための体制の整備やその支援を行う者に対して、国が必要な費用を補助することにより、紛争解決体制の充実・強化を図ることを目的とする。

(3) 事業内容

裁判外紛争解決手続きの活用等による民間賃貸住宅の賃貸借関係をめぐる紛争（以下「賃貸借関係紛争」という。）の未然防止、紛争解決の円滑化に資する下記の事業

- ① 賃貸借関係紛争に関する電話相談、専門家等による面接相談等の実施
- ② 賃貸借関係紛争に関する判例・実例（裁判外紛争解決手続きを含む）の調査・収集・整理・分析等
- ③ 賃貸借関係紛争の解決業務に携わる者への研修会の実施

(4) 事業期間

事業期間は、以下のとおり予定している。

平成24年4月上旬 ～ 平成25年3月31日

## 2. 補助対象事業者の要件

(1) 公平性及び中立性に関する要件

・事業を実施する上での公平性及び中立性を有すること。

(2) 技術能力に関する要件

・住宅の紛争解決手続きに関する活動の実績又はその知見や知識を有すること。

(3) 守秘性に関する要件

・本事業により知り得た情報を秘密にすること等の規定等を有すること。

(4) 事業に係る経理その他の事務についての的確な管理体制及び処理能力に関する要件

・適切に事業に係る経理等の処理を行う体制を有すること及び事業実施が可能な経営状況にあること。

### 3. 提案の手続等

#### (1) 担当部局

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3  
国土交通省住宅局住宅総合整備課賃貸市場整備係 今駒  
電話 03-5253-8111(内線 39365) ファクシミリ 03-5253-1628  
電子メール imakoma-n2ys@mlit.go.jp

#### (2) 説明書の交付期間、場所及び方法

- ①期間 平成24年3月23日から平成24年6月29日まで
- ②方法 説明書の交付を希望する場合は、あらかじめ(1)の担当まで事前連絡を行い、手わたし、FAX、電子メールにより交付。

#### (3) 提案書の提出期限、場所及び方法

- ①期限 平成24年7月2日18時00分まで
- ②場所 上記担当部局
- ③方法 上記担当部局へ、持参又は郵送(書留郵便に限る。)の場合は3部、電送又は電子メールの場合は1部。(電送又は電子メールの場合には着信を確認すること。)

なお、電子メールで提出する場合は以下によること。

- ・使用可能なソフトは以下のとおりとする。(これ以外での提出は無効)  
「Microsoft Word2007」「Microsoft Excel2007」「Just System 一太郎2009」「Adobe Acrobat Reader9」以前の形式に限る。
- ・ファイル総量は5メガバイト以内とすること。
- ・印刷時に規定の枚数内になるように設定しておくこと。

### 4. 補助事業者の選定

提出された提案書等について書類審査等を行い、補助事業の目的に合致した提案書を提出した者を採択する。ただし、上記1(3)②及び③の事業については、補助事業の目的に最も合致した提案書を提出した1者を採択する。

### 5. その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 3(1)に同じ。
- (3) 提案書の作成、提出に係る費用は、提出者側の負担とする。
- (4) 提出された提案書は、当該申込者に無断で2次的な使用は行わない。
- (5) 提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効にするとともに、申込者に対して、補助事業者の取消しを行うことがある。
- (6) 採用された提案書は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号)において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。採用されなかった提案書は原則返却する。なお、返却を希望しない場合はその旨を提案書を提出する際に申し出ること。
- (7) 同一の内容で、国土交通省及び他省庁等より補助金を受けている場合は対象外となる。
- (8) 同一の提案者が同一内容の課題を重複して提案することはできない。
- (9) 詳細は説明書による。